

技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間データ

区 分	公務員				民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	対 応 す る 民 間 の 類 似 職 種	平均年齢	平均給与月額
自動車運転手	51.3 歳	2 人	272,000 円	302,700 円	自家用乗用自動車 運 転 者	58.6 歳	250,000 円
用 務 員	55.9 歳	1 人	* 円	* 円	用 務 員	55.6 歳	211,600 円
給食調理員	57.2 歳	1 人	* 円	* 円	調 理 士	43.9 歳	271,700 円
企 業 職	47.7 歳	4 人	277,875 円	323,850 円	—	—	—

*民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成28年～平成30年の3ヵ年平均)

*「平均給料月額」とは31年4月1日現在における各種ごとの職員の基本給料の平均である。

*「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、住宅手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳 以上
自動車運転手							1				1	
用 務 員										1		
給食調理員											1	
企 業 職							1	1	1		1	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用

イ 昇給基準

毎年1月1日に4号給(57歳を超える職員については2号給)を基本に昇給する。

2 取組の基本的な方針

技能労務職については、退職者補充の新規採用を行わず、臨時職員で対応していく。

3 具体的な取組内容

退職者不補充の基本方針により、今後は事務内容の見直し、業務の民間委託等を推進していく。